

## 川崎市物価安定対策事業生活関連物資調査実施要領

### (目的)

第1条 この調査は、市民生活に密接に関連のある生活関連物資の価格及び需給状況を監視調査することにより、価格と需給の安定を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

### (調査内容)

第2条 調査は、次の各号に掲げるものとし、その内容は、各号の定めるところによる。

#### (1) 市職員等による調査

市職員等は、経済状況等必要に応じ、巡回等により市内の小売店における物資の販売価格及び需給状況を調査するものとする。

#### (2) 業界事情調査

経済労働局長は、物価動向に応じ生活関連物資等に係わる製造業者、流通業者等の関係者から当該物資の価格動向及び需給状況に関する事情を必要に応じて聴取するものとする。

### (調査対象物資)

第3条 調査対象物資は、市民生活に密接に関連する生活関連物資の中から本市が必要と認める品目とする。

### (調査対象店舗)

第4条 調査対象店舗は、市内各区においてプライスリーダーとなるスーパー等とする。

### 附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成15年4月30日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成17年9月30日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。